

第 8 章 株式会社の資本金

学習の要点

1. 株式には、額面株式と無額面株式とがあり、株式会社は、そのいずれをも発行することができます。
2. 設立の際に発行する額面株式の 1 株の額面金額は、¥50,000 以上と定められています。
額面株式は、発行価額の総額を資本金に組み入れることを原則とするが発行価額のうち 1/2 を超えない金額（ただし、額面金額を超える部分）を資本金に組み入れないことができます。

• 原則	⇒	当座預金	×××	資本金	×××
• 例外	⇒	当座預金	×××	資本金	×××
				株式払込剰余金	×××

3. 設立の際に発行する無額面株式の 1 株の額面金額は、¥50,000 以上と定められています。
無額面株式は、発行価額の総額を資本金に組み入れることを原則とするが発行価額のうち 1/2 を超えない金額（ただし、会社設立の場合は ¥500,000 を超える部分）を資本金に組み入れないことができます。
4. 会社の設立等にかかる費用はつぎのように処理します。

- (1) 会社設立に要した費用 ⇒ 創立費勘定
(定款・目論見書の作成費用、株式の募集費、印刷費、登録税、発起人等の報酬など)
- (2) 会社成立後開業までに要した費用 ⇒ 開業費勘定
(土地・建物の賃借料、広告宣伝費、通信費、交通費、事務用消耗品など)
- (3) 増資に要した費用 ⇒ 新株発行費
(株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料など)

5. 上記にかかる費用を繰延資産として処理した場合は、決算にあたり償却します。
 - (1) 創立費勘定 ⇒ 会社成立後 5 年以内に毎決算期において均等額以上の償却
 - (2) 開業費勘定 ⇒ 開業後 5 年以内に毎決算期において均等額以上の償却
 - (3) 新株発行費 ⇒ 新株発行後 3 年以内に毎決算期において均等額以上の償却
6. 会社の合併のさいに、合併会社が被合併会社から引き継いだ純資産の額が被合併会社の株主に対して、交付した株式の額面金額、および交付した金銭の額を超える場合の超過額は、合併差益勘定で処理する。

演習コーナー

問題22 [株式会社の資本金]

1. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) 株式会社設立にあたり、額面株式100株（1株の額面金額¥50,000）を1株¥70,000で発行し、払込金額を当座預金とした。
- (2) 株式会社設立にあたり、額面株式100株（1株の額面金額¥50,000）を1株¥60,000で発行し、払込金額を当座預金とした。ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れることとする。
- (3) 会社設立にあたり、1株の額面金額¥50,000の額面株式100株を1株発行価額¥120,000で発行し、払込金額を当座預金とした。
ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れる。

(1)		
(2)		
(3)		

2. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) 株式会社設立にあたり、無額面株式100株を1株¥65,000で発行し、払込金額を当座預金とした。
- (2) 株式会社設立にあたり、無額面株式100株を1株¥80,000で発行し、払込金額を当座預金とした。
ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れることとした。
- (3) 株式会社設立にあたり、無額面株式100株を1株¥130,000で発行し、払込金額を当座預金とした。
ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れる。

(1)		
(2)		
(3)		

メモ

問題22

3. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) 株式会社設立にあたり、額面株式200株（1株の額面金額¥50,000）を1株¥80,000で発行し、払込金額を当座預金とした。なお株式発行費用¥30,000は小切手を振り出して支払った。
- (2) 株式会社設立にあたり、無額面株式150株を1株¥70,000で発行し、払込金額を当座預金とした。ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れることにした。なお、株式発行費用¥550,000は小切手を振り出して支払った。
- (3) 増資に際し、額面株式300株（1株の額面金額¥50,000）を1株¥60,000で発行し、払込金額を当座預金とした。ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れる。なお、新株式発行費用¥750,000は小切手を振り出して支払った。
- (4) 増資に際し、額面株式200株を1株¥80,000で発行し、払込金額を当座預金とした。ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れることとした。なお、新株式発行費用¥750,000は小切手を振り出して支払った。

(1)		
(2)		
(3)		
(4)		

4. 次の取引を仕訳しましょう。

増資に際し、額面株式200株（1株の額面金額¥50,000）と無額面株式100株をそれぞれ¥70,000で発行し、払込金を当座預金とした。ただし、商法の規定する最低額を資本に組み入れることとする。

--	--

演習コーナー

問題22

5. 東京商事株式会社は、次により設立した。よって、必要な仕訳を示しましょう。

- (1) ● 授権資本 … 額面株式1,000株（1株の額面¥50,000） 無額面株式1,000株
 ● 発行株式数 … 額面株式250株 無額面株式250株
 ● 発行価額 … @¥60,000
 ● 払込み金は、当座預金とした。
 ● 設立登記のための登録税 ¥210,000
 ● 株式の発行に要した費用 ¥100,000
 ● 設立に要した諸費用 ¥50,000
- } 小切手を振り出して支払った。
- 額面株式、無額面株式とも商法に規定する最低額を資本金とする。
- (2) 開業準備費用¥250,000は小切手を振り出して支払った。
- (3) 第1期末決算において必要な償却をおこなう。
- (4) 第1期初頭に、額面株式150株、無額面株式50株の増資をした。発行価額は、1株につき¥70,000とし、払込金は、当座預金とした。
 なお、額面株式、無額面株式とも商法に規定する最低額を資本金とする。
 また、株式の発行に発行した費用¥180,000は、小切手を振り出して支払った。
- (5) 第2期末決算において必要な償却をおこなう。

(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		

6. 次の取引を仕訳しましょう。

盛岡商会(株)を合併し、合併にあって額面株式100株（1株の額面金額¥50,000）を交付した。なお、合併によって取得した盛岡商会(株)の資産総額は¥8,000,000、負債総額は¥2,600,000である。なお仕訳にあたっては、資産は、「諸資産」、負債は「諸負債」とすること。

--	--

問題22の1の正解

(1)	当座預金	7,000,000	資本金	7,000,000
(2)	当座預金	6,000,000	資本金	5,000,000
			株式払込剰余金	1,000,000
(3)	当座預金	12,000,000	資本金	6,000,000
			株式払込剰余金	6,000,000

問題22の2の正解

(1)	当座預金	6,500,000	資本金	6,500,000
(2)	当座預金	8,000,000	資本金	5,000,000
			株式払込剰余金	3,000,000
(3)	当座預金	13,000,000	資本金	6,500,000
			株式払込剰余金	6,500,000

問題22の3の正解

(1)	当座預金	16,000,000	資本金	16,000,000
	創立費	300,000	当座預金	300,000
(2)	当座預金	10,500,000	資本金	7,500,000
	創立費	550,000	株式払込剰余金	3,000,000
			当座預金	550,000
(3)	当座預金	18,000,000	資本金	15,000,000
	新株発行費	750,000	株式払込剰余金	3,000,000
			当座預金	750,000
(4)	当座預金	16,000,000	資本金	8,000,000
	新株発行費	700,000	株式払込剰余金	8,000,000
			当座預金	700,000

問題22の4の正解

当座預金	21,000,000	資本金	13,500,000
		株式払込剰余金	7,500,000

問題22の5の正解

(1)	当座預金	30,000,000	資本金	25,000,000
	創立費	360,000	株式払込剰余金*	5,000,000
(2)	開業費	250,000	当座預金	360,000
(3)	創立費償却	720,000	創立費	72,000
	開業費償却	50,000	開業費	50,000
(4)	当座預金	14,000,000	資本金	9,250,000
	新株発行費	180,000	株式払込剰余金*	4,750,000
(5)	創立費償却	72,000	当座預金	180,000
	開業費償却	50,000	創立費	72,000
	新株発行費償却	60,000	開業費	50,000
			新株発行費	60,000

*「資本準備金」でもよい。

問題22の6の正解

諸資産	8,000,000	諸負債	2,600,000
		資本金	5,000,000
		合併差益	400,000